

○令和元年度藤崎町一般会計決算に関する説明資料  
 (地方消費税交付金に係る、社会保障経費への充当に関する資料)

・引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について  
 消費税率(国・地方)については、平成26年4月1日に5%から8%へ、令和元年10月1日に8%から10%へ引き上げられました。その趣旨は、主として今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう。)の財源確保にあることから、消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その使途を明確にし、社会保障財源化することとされました。  
 これを踏まえ、町では、引上げ分の市町村交付金すべてを、社会保障施策に要する経費へ充当する旨、予算書及び決算書の説明資料にて明示するものであります。

・地方消費税交付金の増収分の充当について  
 当町における社会保障施策に要する負担額(一般財源)は、**1,070,474千円**となっており、消費税率引き上げによる社会保障財源化分の市町村交付金**111,137千円**を、これらの経費に充当しています。

(歳入)  
 引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 111,137 千円  
 (歳出)  
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,197,964 千円  
 うち一般財源分 1,070,474 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	老人福祉費	16,319	1,541		2,567		
	障害者福祉費	437,262	317,572		85		
	重度心身障害者福祉費	13,960	5,922		1,802		
	児童措置費	860,807	605,109		32,784		
	ひとり親家庭等福祉費	10,899	5,281		2		
	小計	1,339,247	935,425	0	37,240		
社会保険	国民年金費	288	259				
	国民健康保険整備費(国保会計繰出金)	168,253	78,806				
	後期高齢者医療整備費(後期高齢会計繰出金)	227,900	35,652				
	介護保険整備費(介護会計繰出金)	300,187	13,238				
	小計	696,628	127,955	0	0		
保健衛生	予防費	104,346	3,238		192		
	健康づくり事業費	552					
	乳幼児及び子ども医療費給付費	56,478	11,208		12,000		
	養育医療費給付費	713	232				
	小計	162,089	14,678	0	12,192		
合計		2,197,964	1,078,058	0	49,432	111,137	959,337